

國學院大學學術情報リポジトリ

内務官僚・相川勝六の「敬神」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒岩, 昭彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001033

内務官僚・相川勝六の「敬神」

黒岩昭彦

一、はじめに

昭和前期の日本にあつては、阪本是丸が指摘するやうに、「皇道」「天壤無窮」「惟神の大道」等の所謂「神道的イデオロギー用語」（以下「神道的用語」とする）が氾濫し、その用語を駆使して自らの主張する論を權威づけ発信するといふ実態が多く見られた。「神道的用語」を通して權威づけが図られたとするならば、当然のこととして、具体的な「敬神」の形としての神社参拝や言動等にも、時流に乗つた傾向が見られたはずである。

そこで本論に於いては、「敬神家」とされる第二十九代宮崎県知事相川勝六（明治二十四年～昭和四十八年）に焦点をあてて論じてみたい。といふのも、同じ「敬神」でありながらも相反する評価が下されてゐるからである。

例へば、第三代宮崎市長（官選）の柿原政一郎は、「この県民一致、敬神家相川と一体となつた」（以下文中の傍点は全て筆者）結果として、相川赴任当時の懸案事項であつた小丸川流域の県営水力発電所建設や下流の開墾計画の二つの案件が、国に認められたと語つてゐる。「今考えると全く神がかり的手法であつたと思う」ともいふ。また第九代宮崎

市長（民選）の荒川岩吉は、「相川知事は敬神の念篤く、我が民族の祖国こそ日向にありとの信念から勤労倍加による県勢の躍進的振興を目指し、「祖国振興隊」を結成したと述べた。そして、「相川知事が本県に残した功績は、蓋しこの一大基柱と共に永久に消えることはないだろう」（筆者註「一大基柱」Ⅱ「八絃之基柱」と、その「敬神」ぶりを最大限に讃へてゐる。²このやうに、一般的に「敬神家」と呼ばれる人物は善良民として好意的に捉へられるのが普通である。ところが相川の「敬神」については、全く真逆としかいひやうのない評価も与へられてゐる。

八絃之基柱を美術史観点から論じてゐる千葉慶は、塔批判の前提として、「天皇崇拜者であり敬神家」「敬神家である相川は智学の論理を神道的にいいかえている」と述べてゐる。³「智学」とは国柱会を主宰した田中智学のことである。「八絃一字」を造語した宗教家である。また、八絃之基柱を長年に亘り調査してゐる『平和の塔』の史実を考へる会（平成二十三年より『八絃一字』の塔を考へる会」と改称）は、著書『石の証言』にて、「課長以上と月初め鎌倉八幡宮の早朝参拝をした」と述べ、「トランクに神棚を持ち歩き礼拝する熱烈な敬神家という話もある」と書き、「神がかり」を強調してゐる。⁴また、「八絃一字」を「国是」と主張する内藤英恵の「『八絃一字』はなぜ『国是』となつたのか」には、「相川は赴任当初から『敬神家』として、『どこに居つても毎朝皇城を遙拝してパン、と拍手を打』つ人物と紹介されている（『宮崎新聞』一九三七年七月十八日付）」とある。⁵その上、戦時下の「宗教弾圧」といふ指摘にも、相川の名が想起されるのである。それは、内務省警保局保安課長として、「第二次大本教事件」（昭和十年）で捜査のイニシアチブをとつたからである。事件を取り締まつた際のかつての部下、永野若松は、「自分一人神様を信じているのでしよう。……衣裳を付けて神様を拜まれるお方であります」と回顧してゐる。⁶

このやうに、相川の「敬神」評は交錯してゐる。何故にこのやうに評価が分かれてゐるのか、といふ点は一先づは措いて、以下、相川の「敬神」の実態を確認することから始めてみようと思ふ。

二、警保官僚時代の「敬神」

先づは、警保官僚として駆け出しの頃の相川勝六の「敬神」について見ておかう。

相川は地方長官（県知事）となるまでは、警保官僚として各地に赴任してゐる。その折々に、『警察協会雑誌』や『警察研究』、『日本警察新聞』に小論を発表してゐるが、そこには警察官としての高邁な使命に燃える意志表明や、客観的な意見の論考が目につく。

例へば、警視庁警務課長時代に執筆した「警察官の一大信念」⁽⁷⁾（大正十四年）では、「世には義務とか職務とか謂ふが、此の義務や職務の遂行は決して形式的のものではない。矢張りそれは深く強き自己の抑へ得ざる欲求の発露である。自分の全能力を傾注して世の為に働きたい」と述べてゐる。その後、宮内書記官時代には英国留学するが、「英国民及英国警察官に就て」⁽⁸⁾（昭和二年）では、英国人は冷静沈着であるとして、「よく大局を誤らぬところは日本人の学ばねばならぬ点」といふ。また「ロンドン消防部に就て」⁽⁹⁾（昭和二年六月）では、「各種の労働問題は常に団結の力によりて解決せんとする傾あり」として、ロンドン消防部内の二種類の組合を詳細に論じてゐる。猪突猛進型の精神主義者のないイメージが醸成されてゐるが、それは一面的で、見るべきところはしつかりと見てゐる。次に、内務省警保局事務官に就任すると、「メーデーにおける警視庁巡査の取締振りを見て」⁽¹⁰⁾（昭和五年六月）を執筆してゐる。昭和五年といへば、ニューヨーク証券取引所で株価が大暴落した「世界恐慌」の翌年で、未だ関東大震災（大正十二年）の傷痕も癒えぬ年であつた。ところがメーデーは、相川の意に反して極めて平穩なものであつた。それを取り締まつた警察官の態度も、「四、五年前の巡査の態度に比すればよほどの相違」といふ。また、警視庁刑事部長時代の「社会大衆と共に歩め」⁽¹¹⁾（昭和五年八月）を見ても、民衆側に寄り添はうと欲する警保官僚としての覚悟が吐露されてゐる。

のであつて、そこに、特筆すべき「敬神」ぶりを示すものは何一つ見出せないのである。

一方、府県の本部長を経た人物が就任する警視庁刑事部長に抜擢（昭和六年二月二日付）されると厳しい暴力団の検挙を始めた。相川の暴力団検挙の背景には、幼少期の佐賀県嬉野町での「暴力団エガシラ事件」がある。村有林の不正払下げをやつた村長は、最後まで抵抗した父・相川定蔵に対して佐世保のエガシラといふ暴力団を使つて村長への批判を止めさせようとした。日本刀を片手に背中への入れ墨をちらつかせて非情な権幕で迫るエガシラの姿は、幼少の相川の脳裏に生涯を通して刻まれた。後年この事件が、「暴力団に対する徹底的な憎悪」の一因となつたと述懐してゐる。⁽¹²⁾

ところが、その取締りは昂じて政党と関係のある暴力団にまで波及させたので、政党側の強い批判を浴びることとなつた。結果、京都府本部学務部長（同六年十二月十八日付）へと左遷させられてしまつたのである。京都では座禪を組んで心身を鎮めてゐたといふ。⁽¹³⁾ エリート官僚としての初めての挫折は、正義心が人一倍強い相川の自尊心を傷つけたものなのか。結果的にこの左遷は、強い意志の表白へと繋がつて行つたのではないだろうか。

昭和七年の神奈川県警察部長に就任した相川は、警視庁刑事部長時代に果たせなかつた「党弊」打破の厳しい取組りを再び開始した。その不断の覚悟を以て事に臨むために始めたのが、鶴岡八幡宮への早朝参拝であつた。相川は部下に対して、「己の一切の私心、私利を捨て去り、神の前にぬかずいて起こる純粹な精神をもつて、事に当たる覚悟がなければならぬ」と戒め論じた⁽¹⁴⁾と述懐してゐる。宮崎県議会議員を長年に亘り務めた石神啓吾によると、「衆議院議員の選挙で河野一郎を選挙違反で摘発し拷問したので、予算委員会でも問題になり、拷問の図絵が発表されたことは有名な話」といふ。⁽¹⁵⁾ このやうな噂がまことしやかに広がりを見せ、遙か宮崎の地にまで漏れ伝はつてゐたのである。そればかりか「喧嘩勝六」と称され、「警視庁の刑事部長時代にも、神奈川県警察部長時代にも彼の往くところ恐る、

ものを知らず、必ず暴力団狩りを敢行して来た」「時局認識においては相当な深さを持つてゐる」と評されてゐるほどであつた。⁽¹⁶⁾

このやうに、警保官僚として歩み出した頃の相川に「敬神」は見られない。その後の神奈川県警察部長時代に、党弊打破を決意するために鶴岡八幡宮への月参りを始めたことが特筆されやうが、今日においても月参りを始めた県警本部長がゐたとするならば、神職はその人のことを「敬神家」と呼ぶであらう。実際に宮崎神宮社報「みあかし」（昭和十二年八月号）は、「氏は神奈川県在任の頃より有名な敬神家として知られた人」と書いてゐる。⁽¹⁷⁾

とりたてて論ずる必要もなささうであるが、ただ、相川に「敬神家」との戦後に展開されてゐる論考においては重要な意味を持つてゐる。

三、大本教への「弾圧」

内務省警保局保安課長兼高等課長時代（昭和九年七月十日～同十一年四月二十一日）の相川勝六には、他宗教「弾圧」の一面が指摘されてゐる。

傾向としては、熱心な「敬神家」であるといふことが強調された後に、その「敬神」が大本教（第二次大本教事件）の「弾圧」に向かはせたと思はせる論調となつてゐるのである。

例へば、千葉慶は、「1935年12月8日、京都府警察部は京都地方検事局の指揮によつて、出口王仁三郎以下大本教幹部65名の一斉検挙を行った。……この弾圧の背後にも相川は関わっていたようだ」とし、⁽¹⁸⁾また、『石の証言』（『平和の塔』の史実を考える会編）は、「治安維持法は関東大震災後、緊急勅令で出された治安維持特例を幾度か改め……やがて宗教・労働団体の活動等にも捜査の手が及んだ」とし、「三五年（昭和一〇）末、警保局保安課長の時、

大本教の教理や組織が、国体変革罪に当たるとして教祖や幹部を全国一斉に検挙し六十一名を起訴したと述べてゐる。¹⁹⁾さらに、『新編 石の証言』（『八絃一字』の塔を考える会編）は、「新官僚であり、敬神家を自認する」と述べた後に、「相川知事は一九三五年の『大本教弾圧事件』の弾圧の当事者としても知られています」といふ。²⁰⁾

そこで、「第二次大本教事件」について分析せねばならない。

大本教は宗教団体として京都府下の綾部に本部をおき、同じく亀岡の亀山城跡に政治運動と社会運動の本部を置いてゐた。相川が京都の学務部長を務めてゐたことは既に触れたが、その時代から大本教には、「組織、思想、行動について、十分調査の必要があると認めたと」いふ。²¹⁾そのため、手始めに相川が信頼を寄せる薄田美朝を昭和九年十一月に京都府警察部長に任命した。薄田は「君は京都では何もしなくてもよいから大本教の状況をよくみていてくれ」と命じられたと述懐してゐる。²²⁾翌十年一月には杭迫軍二を京都府特高課長に抜擢し、更に警保局内からは、「思慮周密な事務官」の永野若松を配置して大本教の調査を依頼したといふ。²³⁾そして明らかとなつてきた大本教の狙ひとは、相川の言葉によれば以下の通りである。²⁴⁾

日本の政治がうまく行かないのは、統治の大本が間違つてゐるからである。日本は本来、素盞鳴尊に統治さるべきであつたが、天照大神に追われたため、黄泉の国に退き、そのあとを天照大神が統治し、つづいてその子孫が天皇となつて今日に至つてゐる。これが根本の間違ひである。自分（大本教の指導者出口王仁三郎）は素盞鳴尊の後裔であるといつて、自ら素尊汗と唱え、この自分が天位に就かねばならぬ—というのであつた。

一方、取り締まりを受けた大本教側は、「宗教弾圧」だとして激しく非難してゐることはいふまでもない。『大本教

七十年史』は、

第二次大本教事件は、十五年前の第一次大本教事件とは比較にならないほどの徹底的な大弾圧であった。事件発生直後、各新聞紙が報道したように、「邪教大本を地上から抹殺する」という内務省の方針を強行したものであって、じつさいにあますところなく破壊されてしまった。

と述べる。⁽²⁵⁾

更に相川の言によると、大本教は「昭和神聖会」「昭和青年会」「昭和坤生会」を結成し、国家変革を企てようとしてゐるといふのである。とりわけ「昭和神聖会」は、皇国思想に基づく「祭政一致」の国家確立を目指したとされ、「本会は神聖なる神国日本の大道、皇道に則り万世一系の聖天子の天業を翼賛し奉り、肇国の精神を遵奉し、皇国の大使命と皇国民天賦の使命達成を期す」との「綱領」を掲げた。⁽²⁶⁾

「綱領」にある「皇道」は、大本教を語る際の一つのキーワードとなる。なぜならば、大正十年の「第一次大本教事件」にて不敬罪等を問はれるまでは、「皇道大本」と名乗つて、「大正維新」を唱へてゐたからである。⁽²⁷⁾ 検査後は「大本」と改称したが、国家改造の機運が昂揚してきた昭和前期、同八年から再び「皇道大本」とし、右翼活動家や軍部との交流を深めたのである。「皇道」は、「皇道大本」の名称と連動して大正期に急速に社会に認知されたのであるが、昭和の「皇道」は、大正期のそれと異なつて明らかに影響力を増した。⁽²⁸⁾

そのやうななか同九年七月二十二日、東京九段の軍人会館（現「九段会館」）にて「昭和神聖会」の結成式が挙行され、軍関係者や民族主義者など多数列席した。加へて、捜査にあつた警保局保安課の古賀強が証言してゐるやうに、

昭和七、八年頃から「昭和青年会」の会員らが集合して軍隊訓練を行ひだした。⁽²⁹⁾ また「神聖運動」を提唱して「人類愛善」を説き、農村の救済運動にも力を注いだやうで、出口栄二によると、「創立一周年に地方本部二五、支部四一四が発会し、賛同者はじつに八百万人といわれている。神聖会は皇道宣揚運動、大家族精神運動、国防運動などを継続実施し、これらのために開催した講演会は二八八九回で入場者は百万人、皇道宣揚展は二四八回で六二万人、皇道講座は七八回で六千人という活躍ぶり」であつた。⁽³⁰⁾ ここに至つて、大本教は宗教団体の仮面をかぶつた「国家主義思想団体」と看做されたのである。内務省警保局唐澤俊樹局長によると、大本教の不審ぶりを告げる投書が「手許へさかんに」届けられ、元大本教の信者からも、「どうも言動が普通ではない」といふ聴取を聞かされてゐたといふ。⁽³¹⁾

「国家神道」に厳しい目を向けてゐる歴史学者（宗教思想史）安丸良夫は、大本教団が弾圧されたことについて、「そのころの大本教が超国家主義団体としての性格をもつていたことと矛盾するものではない」と述べてゐる。⁽³²⁾ また「国家神道」と特高警察の「宗教弾圧」を研究してゐる小島伸之は、「その内実は全体主義的右翼ファシズム運動に対する取締りの性格を有するものであつた」といふ。⁽³³⁾ 社会不安を齎す過激な一面が大本教に見られてゐたことは否めない。

「第二次大本教事件」とは、「宗教弾圧」にはあたらず治安維持法に伴ふ「国家転覆容疑」を取り締まつたと見るべきであらう。さうすると、国家権力を行使した特高警察が、信教の自由の抑圧を強ひるといふ印象を与へるやうな、相川の神がかり的な「敬神」を前提とする大本教「弾圧」に、どれほどの妥当性があるのか疑問である。

四、広島、愛知、愛媛県知事時代の「敬神」

さて、相川勝六の各地方長官時代の「敬神」についても検証せねばならない。

相川は広島県知事時代（昭和十四年九月五日〜同十六年三月二十六日）、広島工業港建設に際して派生した漁師への

賠償金の割当てを厳島神社に参籠して決定したこともあつたと、書きのこしてゐる。⁽³⁴⁾

大産業都市化を目指してゐた広島市にとつて、広島工業港と三菱重工業の企業進出は喫緊の最重要課題であつた。昭和十五年、紀元二千六百年を奉祝する事業が全国的に展開されるなか、相川は、宮崎県で実施したやうな奉祝事業を広島県では展開する余裕などなかつた。同年四月には「広島工業港修築期成同盟会」を結成⁽³⁵⁾、自ら総裁に就任し、六月には県市両議会において工業港への賛意が表明されてゐる。

しかしながら、港湾整備には引きかへとなる負の面もあり、最も困難が予想されたのは漁業の補償問題であつた。影響を受ける漁場は約六百万坪とされ、その内の二百五十万坪が漁場としての価値を完全に失ひ、約二千六百戸、約四千八百人が転業を強ひられるといふ厳しい交渉であつた。⁽³⁶⁾この状況にあつて相川は、同年六月五日午後六時二十五分より、広島中央放送局より広島県民に向け「広島工業港の修築に就いて」といふラヂオ放送して、港湾整備の必要性を説いた。⁽³⁷⁾更には、自ら各漁業組合員と毎日膝を突き合はせて懇談し、説得工作を行つたのである。⁽³⁸⁾また三菱重工業にも何度も訪問して工場誘致も図つた。⁽³⁹⁾神仏に縋るやうに厳島神社に参籠せねばならなかつた程の困難な状況がそこに大きく横たはつてゐた。

よつて以下のやうな懐柔策も生まれたのであらう。広島市民は熱心な真宗信者が多いことに着目して、広島別院にて「海藻類慰霊祭」(昭和十五年九月二十一日)を斎行⁽⁴⁰⁾、埋め立て工事によつて死滅するであらう「海藻類」への自然破壊に配慮を示した。また、自ら揮毫した慰霊塔も建立したのである。相川家が「代々熱心な真宗信者の家柄」であつたことも、この仏事の背景にはあつたと推測される。厳格な家に育ち物心がついた頃には、「毎朝、ご飯を特別な鍋で煮たきして、それを真鍮の容器に盛り、仏前に供えるのが日課」であつた。それを怠るとご飯を食べられないといふ厳しい掟があつたほどに、その信仰心は一般家庭に比して篤いものがあつた。また、僧侶が説教する極楽と

地獄の話に熱心に聞き入り、「仏拝勤業」の日々の生活を続けたとも語つてゐる。⁽⁴⁾

このやうに戦時下の相川は神道にのみに肩入れしてゐたわけではないが、戦後の相川論評者は、この広島別院での「海藻類慰霊祭」の齋行といふ仏教徒の一面よりも、神奈川県警察部長時代の鶴岡八幡宮での月参りの方に関心を示したやうである。

一方、愛知県知事（昭和十六年三月二十六日～同十七年六月九日）に転ずるが、ここでは「神道的用語」が多少見られるので紹介しておかう。

昭和十七年一月二十六日に県下全高校長参集の下に、相川知事は「科学教育の振興」といふ講演を行つた。この講演会において、

日本の教育は、皇国の大道に則つて皇国民を錬成して行く、皇国の惟神の道でありまして、……天照大神の御再
現は、今上陛下この陛下の赤子として、神の子として、神の道を日本国内は勿論、世界に及ぼして、萬民をして
各その所を得せしめ、云々

と、「皇国」や「惟神の道」といふ用語を用ひてゐる。⁽⁴⁾

ただ、ここでも仏教徒への配慮を相川は忘れなかつた。「弘法大師なんか……道を作り、或は池を掘り、かう云ふ風にして木を植ゑろ、かう云ふ風にして畠を作れと全国津々浦々を廻つて到る處に教へて居られる」と持ち上げ、また親鸞上人も、弘法大師の心境と同じだとして、「百姓と一緒に田を植ゑられる。そして百姓の歌を謳はれた」と語つてゐる。そして、「日本の科学は皇国の大道によつて、神の道によつて、世界の人類をしてその處を得せしめると云ふ、この

大精神の実現にある。日本の科学と云ふものは、金儲けのために贅沢のために、安慰生活をするために、さう云ふ目先の利益のために科学をやつて居るのではない」と、喝破してゐる。⁽⁴³⁾ここでは「惟神の道」などを持ち出して「科学」を説いたのであるが、愛知県では航空機の増産に追はれてゐたといふ「科学」の背景を指摘しておきたい。⁽⁴⁴⁾

その後の愛媛県（昭和十八年七月一日〜同十九年四月十八日）では、愛媛、香川、徳島、高知各県の「四国地方行政協議会長」も兼務した。「苦勞多かつた翼賛会の体験を生かして本當の意味の官民一体の地方行政をやつて見たい」が、知事就任時の第一声であつた。⁽⁴⁵⁾

ところが、着任早々の七月二十一日夜から三昼夜に亘つて豪雨が来襲した。相川は臨時の水害対策本部を設置し、学生や青年等を総動員、自らもモッコを担ぎ応急復興作業に加はつた。また、政府に掛けあつて、「風水害ニ因ル愛媛県災害土木費国庫補助規程」を勅令で公布せしめて、異例の高率補助を確保するなどの政治力を示したといふ。その手腕は愛媛県民の高く評価するところで、「決戦必勝下の愛媛県政を運営するには正に人を得たり」と『愛媛県史』は綴つてゐる。さらには、既述の水害対策本部を官民一体の戦力増強対策本部へと発展させて、食料増産、生産増強の司令部とした。「食料増産知事とあだ名」されるほどに、県民に親しまれたのである。⁽⁴⁶⁾そこには特筆すべき「敬神家」としての神がかりも、「神道的用語」を使つて県民を戦争に駆り立てる姿も見られない。むしろスピード感のある行動力とそれぞれの赴任先の実情にあつた実践ぶりが確認できる。優れた政治手腕を発揮してゐたといへよう。

この頃に刊行された『人物通信』（昭和十八年九月二十日付）の著者・伊藤金次郎は、「人は『多少神がかりではないであらうか』といつたが、彼、根はうんと利発ものだ」、「決して狂神に走る脱線家」ではないとも述べてゐる。⁽⁴⁷⁾

五、宮崎県知事時代の「敬神」と背景

ここまでの検証により、相川勝六が必ずしも「神がかり」的な「敬神家」ではないことが指摘できたと考へる。それでは何故にそのやうな論考が多いのか、ここでもまだ触れてゐない宮崎県知事時代（昭和十二年七月七日～同十四年九月四日）の検証をすすめる。

昭和十二年七月七日に第二十九代宮崎県知事の任命を受けた相川は、先づは宮崎神宮に着任奉告の正式参拝（七月十七日）をしてゐる⁽⁴⁸⁾。以後は、上京するといへば正式参拝し、また帰郷報告の参拝までするといふ念の入れやうであつた。他県時代にも神社参拝は見られるが、宮崎県でのそれは明らかに特出してゐる。八紘之基柱を建設した「祖国振興隊」の隊旗授与式も宮崎神宮で実施され、またドイツの親衛隊であつた「ヒトラーユーゲント」の参拝には、日本の神社の神秘性を体感させたいとして、わざわざ夜中に正式参拝させたこともあつた⁽⁵⁰⁾。もちろん軍人や政治家等の参拝にも同席してゐるほどに頻繁にお参りしたのである。

とりわけ印象として相川の「敬神」ぶりを特異なものにしてゐるのは、「八紘一字」を刻字した八紘之基柱を建設したことにあるといへよう⁽⁵¹⁾。神武天皇ご即位二年前に発せられた、「橿原建都の令」の「六合ヲ兼ネテ以ツテ都ヲ開キ、八紘ヲ掩ヒテ宇トセムコト、又可カラズヤ」からの造語で、初代天皇の建国にあたつての理想が宣言されてゐる。

塔建設にあたり相川はこの「八紘一字」といふ「神道的用語」を何度も発信してゐる。例へば、昭和十四年三月十七日から三日間に亘り宮崎県振興会主催のもとで開催された「紀元二千六百年奉祝記念と東重新秩序建設」の講演会に於いては、

八・絃・一・字の肇国の御精神は此の地におこつたのであります。……八絃一字の建国の大理想は爾来二千六百年の間、歴代の天皇が之を継承されて生成発展せしめられ、当時の葦原中津国より現在の偉大なる日本国となつたのであります。

と、宮崎が皇祖発祥の地であることを力説したのである。⁽³²⁾そして、「神武天皇の詔示し給へる八絃一字の大理想実現の爲め、県民が日向本来の使命に眼醒め、協力一致して益々天業翼賛に邁進」したいと、力強い決意を述べたのである。⁽³³⁾ところが管見の限りにおいて、「八絃一字」を他県で使つた事例は見られない。

一方、塔の形にも相川の「敬神」が反映してゐると思はれる。

近くに手水舎が設けられ、前庭には五十cm四方の参拝所がある。また塔内には嚴室と呼ばれる奉安所（秩父宮雍仁親王の「八絃一字」のご親筆が掲げられた）が設置されてゐた。更に四隅には、「荒御魂像」（武神）、「奇御魂像」（漁神）、「幸御魂像」（農耕神）、「和御魂像」（工神）の四体の神々の像が据ゑられてゐる。塔そのものが御幣の形をしてをり、注連縄が張られ紙垂が垂らされてゐるのである。⁽³⁴⁾

この宮崎県知事時代のみを切り取つて論ずるならば、相川の「敬神」を肯定せざるを得ないのであるが、ただ本論で問題とすべきは、このやうな「敬神」ぶりの背景を知ることである。

それは、支那事変勃発といふ「非常事」と確かに関係してゐる。しかしながら宮崎県下にあつては、紀元二千六百年奉祝事業（昭和十五年）が卑近に迫つてゐたことの方が重要な意味を持つてゐる。そしてもう一点は、宮崎が「神話の国」であることと関係してゐる。

皇室のご祖先・天照大御神の孫にあたる彦火瓊々杵尊が天降られた地は、宮崎県北部の「高千穂」と鹿児島県境の

「霧島」と二説あるなど、多くの神話が生活の中に息づいてゐる。その瓊々杵尊から三代降つた方が神日本磐余彦天皇で、いふまでもなく初代・神武天皇であられる。天皇は御年四十五歳の御、大和橿原にご東征遊ばされるが、それまで日向の地にあつて政治を執り行はれたと日向人は理解してゐる。

宮崎こそは「神武天皇発祥の地」であるとの県民の自負は、県民挙げての、神武天皇ご誕生の聖地であるから日本の「祖国」だとする、「祖国日向主義」へと昂揚してゆく。その最大のものが、昭和十五年の事業へと展開していつたのである。

その地域主義渦巻く真つ只中に赴任してきた相川は、宮崎神宮には「敬神家」と持ち上げられ、「宮崎新聞」からは、「皇室の彌栄と国運の隆昌を祈念」してゐる「尊皇家」とされ、また、「革新政策を相当行ふであらう」と「革新」ぶりを報じられたのである。⁽⁵⁸⁾「敬神」「尊皇」「革新」が、宮崎県での相川を説く鍵語である。加へて、相川は着任と同時に、大山綱治県会議長や「宮崎観光の父」と称されてゐる岩切章太郎などから、紀元二千六百年奉祝事業に関する「熱心にして鎮痛な胸をうつ陳情をうけた」のである。⁽⁵⁹⁾相川の「敬神」的な一面は否応なしに覚醒されたであらう。

そして相川は県民の「敬神」に沿ふやうに努めたことは、折々の記紀神話に依拠した発言を見れば明白である。例へば、昭和十二年十月九日の県教育会講演では、「二千六百年前の我が日向の先祖の偉業を考へ、天孫の降臨遊ばされたる此の聖地を考へ、而して現在のやうに日向を荒廃させて居ると云ふことを考へるとき如何にも現在の日向人として、天祖に対し神武天皇に対して相済まない」といふ。⁽⁶⁰⁾

また大政翼賛会実践局長時代（昭和十七年六月九日〜同十八年六月三十日）に出席した鼎談、「土風作興座談会」（昭和十八年二月二十三日）において、「祖国振興隊」（八紘之基柱を建てた）の話に及ぶと、以下のやうに述べた。⁽⁶¹⁾

あれは勤勞奉仕と云ふものが日本で一番初めに出来たものです。それでそのやり方が色々の方面に参考になつて居ると思ふのですが、あれなんか權力を考へた訳でも、機構を考へた訳でもない。宮崎県人は神武天皇を非常に崇拜してゐる。その県民の氣持を尊重してやつたのです。(中略)宮崎県人の特色を見て、神武天皇を崇拜する精神から出發したのだが、さう云ふやり方がいゝのですなあ。統制とか割当制と云ふことも必要だが、さう云ふことをよく考へてやらぬといかぬと思ふ。日本国民はドイツ国民とは違ふのだから。

この相川発言は本論にとつては重要である。宮崎県での「祖国振興隊」は、「宮崎県人は神武天皇を非常に崇拜してゐる。その県民の氣持を尊重」したことの結果と、相川実践局長は言明したのである。そこには、エリート官僚の日和見的な姿が見られ、政治的なパフォーマンスが発揮されてゐたと思はれるのである。つまり「敬神」の使ひ分けが見られるといふことである。

六、まとめ

相川勝六は「敬神家」で、「侵略戦争」のスローガンとされる「八紘一宇」を唱へ、「八紘之基柱」を建てた。また第二次大本教事件を指揮し、他宗教を「弾圧」した人物としても論じられてゐる。この相川の「敬神」の実態に焦点をあて、分析・検証を試みたのが本論である。

ここで検証結果を纏めると、第二節では、警保官僚として駆け出しの頃の相川に、「敬神」的な発言は見られないことを確認した。さらに「敬神」ぶりを示す鶴岡八幡宮への月参りについても、「党弊打破」といふ強い信念を誓ふ場であつたことが解つた。第三節では、「第二次大本教事件」が、国家権力による信教自由を抑圧したやうな「宗教

弾圧」ではなく、全体主義的な右翼ファシズム運動に対する取締りの性格を有してゐたことを確認した。第四節においては、各地方長官時代の「敬神」を分析することで、戦後の証言との乖離が浮き彫りとなつた。また、「八紘一宇」などの神武天皇建国精神の発揚に係る「神道的用語」の使用が、宮崎県知事時代に集中してゐることも見えてきた。もちろん他県においても「皇道」などの発言は見られるが、ただ、しつかりと「日本仏教」の権威をも担保した発言もあり、殊更に、神道に係る発言や行事に軸足を置いて行政を取り仕切つてゐたものではない。

それでは相川の「敬神」は何に依拠してゐるのか。それは見て来たやうに、第五節で述べた宮崎県知事時代に特化したものであつた。しかもその「敬神」の実態は、主として宮崎県民の下からの要望に沿ふ形での「敬神」であつたといへよう。相川の「敬神」には、「時」と「場所」や「時流」によつて濃淡が見られるが、日々平穩に生活してゐる人の「敬神」と、問題等を抱へてゐる人のそれが異なるやうに、平時と死が日常化する戦時下の「敬神」とは同じではないはずである。宮崎県知事時代の「敬神」ぶりには、神武天皇を信仰する強い地域性と、紀元二千六百年といふ神武天皇のご神徳を発揚せねばならない「時」と「場所」があつたのである。

以上のやうな検討を加へれば、現状の相川批判の「敬神」は、宮崎県知事時代の「敬神」のみを過大視して論じ、相川個人の思惑から派生してゐた「敬神」に引き摺られ過ぎてゐると指摘出来よう。相川の「敬神」の背景にある地域主義が見落とされ、国家主義の視座から、「国家神道」や「侵略戦争のスローガン」とされてゐる「八紘一宇」批判が展開されてゐる。そこに、「世界平和」を願つて塔を建てた宮崎県民意識とのズレがあり、現在も観光資源として塔を護持して行かうとする県民との間に大きな認識の齟齬が生まれた。冒頭紹介した二人の宮崎市長の「敬神」評価と、千葉慶等の批判との温度差は、地域主義と国家主義の理解を巡る相違であつたと結論出来るであらう。

註

- (1) 阪本是丸「昭和前期の『神道と社会』に関する素描―神道的イデオロギー用語を軸にして」(『昭和前期の神道と社会』平成二十八年 弘文堂) 四〇八頁。
- (2) 「柿原政一郎議員の手記」(川越石男「政と生―県政と共に50年」所収 昭和五十三年 非売品) 二五一―二五七頁。『荒川岩吉自伝』昭和三十年 非売品) 七四―七五頁。
- (3) 千葉慶「近代天皇制国家における神話的シンボルの政治的機能…革命統治の正統化と天皇の神格化を中心として」(平成十六年 千葉大学博士論文) 一七八頁、一八六頁。
- (4) 「平和の塔」の史実を考える会編『石の証言―みやざき「平和の塔」を探る』(平成七年 本多企画) 七七頁。
- (5) 内藤英恵「『八紘一字』はなぜ『国是』となったのか」(『現代日本を考えるために』所収 平成十九年 梓出版社) 九〇頁。
- (6) 『永野若松氏談話速記録』(昭和四十五年 内政史研究資料第八六、八七集) 三五頁。
- (7) 相川勝六「警察官の一大信念」(『日本警察新聞』第六百六十一号 大正十四年十二月十日付) 三頁。
- (8) 相川勝六「英国民及英国警察官に就て」(『日本警察新聞』第七百十五号 昭和二年六月十日付) 三頁。
- (9) 相川勝六「ロンドン消防部に就て」(『警察協会雑誌』昭和二年六月) 一八頁。
- (10) 相川勝六「メーデーにおける警視庁巡査の取締振りを見て」(『警察協会雑誌』昭和五年六月号) 二四―二七頁。
- (11) 相川勝六「社会大衆と共に歩め」(『日本警察新聞』第八百三十号 昭和五年八月二十日付) 二頁。
- (12) 相川勝六「思い出ずるまま」(昭和四十七年 講談社出版サービスセンター) 一四―一六頁。
- (13) 同右、「思い出ずるまま」七一―七三頁。
- (14) 同右、「思い出ずるまま」七八頁。
- (15) 石神啓吾「石神啓吾文言録」(平成七年 鈺脈社) 三三頁。
- (16) 山内一郎「時代を創る人々」(昭和十三年 時局と人物社) 四六―四七頁。
- (17) 宮崎神宮社報「みあかし」(第七号・昭和十二年八月) 二頁。

- (18) 前掲、『近代天皇制国家における神話的シンボルの政治的機能』一七八頁。
- (19) 前掲、『石の証言―みやぎ「平和の塔」を探る』七七頁。
- (20) 「八紘一宇」の塔を考える会編『新編・石の証言―「八紘一宇」の塔「平和の塔」の真実』七四頁。
- (21) 前掲、『思い出ずるまま』九〇頁。
- (22) 薄田美朝『大本教政略記』（『文藝春秋』昭和二十九年七月号）八七頁。
- (23) 前掲、『思い出ずるまま』九〇頁。なほ、杭迫軍二については「大本教事件」（池田昭編『大本史料集成Ⅲ・事件篇』所収昭和六十年 三一書房）三三三～三四〇頁。
- (24) 同右、『思い出ずるまま』九〇～九一頁。
- (25) 大本七十年史編纂会編『大本七十年史・下巻』（昭和四十二年）三三三頁。
- (26) 同右、『大本七十年史・下巻』、出口京太郎『巨人出口王仁三郎』（昭和四十二年 講談社）等参照。
- (27) 浅野和三郎『大正維新の真相』（大正八年 第日本修齋会）一五八～一六二頁。なほ文芸評論家の松本健一によると、浅野の「大正維新」の論理は、田中智学の「八紘一宇」と瓜二つといふ（『出口王仁三郎―屹立するカリスマ』昭和六十一年 リプロポート）一四五頁。
- (28) 水内勇太『皇道大本の思想と行動―皇道大本前史』（『人文学報』第一〇八号・平成二十七年十二月）八五～九六頁。
- (29) 古賀強『大本事件の真相について』（前掲、『大本史料集成Ⅲ・事件篇』）三二七頁。
- (30) 出口栄二『大本教事件』（昭和四十五年 三一書房）一四一頁。
- (31) 唐澤俊樹『大本教手入れの前後―右翼革命の資金ルート遮断』（前掲、『大本史料集成Ⅲ・事件篇』）三二三頁。有竹修二『唐澤俊樹』（昭和五十年 唐澤俊樹伝記刊行会編）一四六～一五一頁。
- (32) 安丸良夫『日本ナショナリズムの前後』（昭和五十二年 朝日新聞社）一二二頁。
- (33) 小島伸之『「国家神道」と特別高等警察』（前掲『昭和前期の神道と社会』所収）六二二頁。
- (34) 前掲、『思い出ずるまま』一六一頁。相川勝六は慣例により、広島県を代表する厳島神社には、就任と転任奉告の際にも参拝してゐる（『中国新聞』昭和十四年九月十三日付、同十六年三月三十日付）。
- (35) 広島県『広島県史・近代2』（昭和五十六年）七八九頁。

- (36) 広島製作所50年史編『三菱重工広島製作所五十年史』(平成七年)二四頁。
- (37) 広島県『広島工業港』(昭和十七年)四五～五二頁。
- (38) 前掲、『三菱重工広島製作所五十年史』二四頁。
- (39) 同右、『三菱重工広島製作所五十年史』三〇頁。
- (40) 前掲、『思い出ずるまま』一五九～一六〇頁。
- (41) 同右、『思い出ずるまま』一二～一三頁。
- (42) 愛知県科学教育振興会編『科学教育の振興』(昭和十七年)三～四頁。※本誌は相川勝六愛知県知事の講演録である。
- (43) 同右、『科学教育の振興』八～九頁。
- (44) 前掲、『思い出ずるまま』一七一～一七三頁。なほ相川愛知県知事時代の軍需工場の整備強化については『小牧市史』(昭和六十年 小牧市史編纂会編)五〇九頁。
- (45) 『愛媛合同新聞』(夕刊)昭和十八年七月二日付。
- (46) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史』(近代・下)六二〇～六二五頁。
- (47) 伊藤金次郎『人物通信』(昭和十八年 白林書房)一一～一二頁。
- (48) 前掲、『みあかし』(第七号・昭和十二年八月)二頁。
- (49) 同右、『みあかし』(第十三号・昭和十三年二月)二頁。
- (50) 宮崎県学務部『隊報』(第二輯)『(昭和十四年)二五頁。
- (51) 拙稿「占領下の八紘之基柱―「神道指令」と「八紘一字」の護持―」(『神道宗教』第二三三三号所収、平成二十六年)、「北原白秋と八紘之基柱」(『みやざき民俗』所収、平成二十四年)、「八紘之基柱と田中智学―皇宮神社の顕彰と日蓮主義」(『日本国史学』第八号 平成二十八年)三八～五八頁。
- (52) 相川勝六『紀元二千六百年奉祝と県民の覚悟』(昭和十四年 紀元二千六百年宮崎県奉祝会)二七頁。
- (53) 同右、『紀元二千六百年奉祝と県民の覚悟』四八七頁。
- (54) 相川勝六『八紘基柱―平和塔の由来』(昭和四十三年 白樺ポリテイクス9)一二～二六頁。三又たかし『ある塔の物語―甦る日名子実三の世界』(平成十四年 観光みやざき編集局)一一三～一一六頁。

(55) 当時の宮崎県は特別に神聖な皇国の起源地であるとして、自県を「祖国」と呼ぶなど、神武建国精神の発揚は頗る顕著であった。昭和八年に置県五十周年を記念すべく宮崎市で開催された「祖国日向産業博覧会」(三月～四月)では、「祖国館」が建てられ、内外より約二十万人の来場者を迎へるなど大盛会となつた。また翌九年の「神武天皇御東遷二千六百年祭」では、宮崎県庁内に「祖国顕彰部」が設置された。そして八紘之基柱建設にあたり組織されたのが「祖国振興隊」であつた。県民挙げて、神武天皇ご誕生の聖地であるから日本の「祖国」だとし宣伝した。その最大のものが、昭和十五年の事業へと展開してゆくこととなる。

(56) 前掲、「みあかし」(第七号・昭和十二年八月)二頁。

(57) 「宮崎新聞」(昭和十二年七月十八日付)

(58) 「宮崎新聞」(昭和十二年七月十七日付)

(59) 前掲、「八紘基柱―平和塔の由来」三頁。

(60) 相川勝六述「祖国振興」(宮崎県知事官房)五八頁。

(61) 「土風作興座談会」(「政界往来」昭和十八年四月号 政界往来社)五三頁。

※本誌は文学博士・紀平正美、衆議院議員・木村正義、駒沢大学教授・山田霊林、大政翼賛会実践局長・相川勝六による鼎談記事。

(62) 相川勝六は、昭和四十一年に自身が考案した八紘之基柱に「八紘一字」の文字が復元された際(GHQの命で昭和二十一年二月に文字が削除されてゐた)、次のやうな感想を述べてゐる。「戦時中、八紘一字の言葉を、自国戦勝のために濫用した者のあつたことは事実でしょう。しかし戦争となれば、神も仏も自国本位自国の戦勝本位に、これを活用するものであることは、世界各国とも同様であります。それだからといって、神仏を否定できぬと同じように、八紘一字もまた同じであります。このたび関係者一同のご協力により、「八紘一字」の題字が復元され、脚光を浴びるに至つたことは、この上もない喜びと感激であります」(「宮崎県政外史」三四一頁)。この一文を見る限りに於いては、相川は「神道的用語」たる八紘一字を戦争に利用したことが解るのであるが、「自国の戦勝本位」の憂国の念がさうさせたのであつて、そこに神仏を祈る意味もあつたのである。そして亡くなる一年前の遺稿『思い出するまま』の結びには、「つくづく神仏の加護に感謝す」(二四〇頁)と綴つてゐる。どちらも相川の「敬神」であつて、戦時下に「敬神」が多少高揚するのは当然のことである。